

雇児発 0331 第 56 号
平成 29 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

就学者自立生活援助事業の実施について

児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）により、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、22 歳の年度末までにある大学等就学中の者を対象に追加したことから、20 歳到達後から 22 歳の年度末までの間における支援を引き続き受けることができるよう別紙のとおり「就学者自立生活援助事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

(別紙)

就学者自立生活援助事業実施要綱

1 目的

就学者自立生活援助事業は、大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。）に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 就学者自立生活援助事業者

就学者自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。）が平成10年4月22日付児発第344号「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」により、適当と認めた者とする。

4 対象者

次の（1）から（3）の要件を全て満たす者を対象者とし、定員の範囲内で20歳到達後から22歳の年度末までの間において支援を実施する。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の6で定める者であること。

<注：児童福祉法施行規則第1条の2の6で定める者>

- ① 学校教育法第50条に規定する高等学校に在学する生徒
- ② 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒
- ③ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒
- ④ 学校教育法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）に在学する学生
- ⑤ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学に在学する学生
- ⑥ 学校教育法第115条に規定する高等専門学校に在学する学生

- ⑦ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する生徒
 - ⑧ ①～⑦に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生
- (2) 満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者。
- (3) 満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者。

5 事業内容

本事業は、対象者が自立した生活を営むことができよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ② 対象者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ③ 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関との連携

6 申込み、入居及び退去時の取り扱い等

- (1) 都道府県等は、対象者から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行うよう努めなければならない。
- (2) 援助の実施を希望する者は、申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する者からの依頼を受けて、この者に代わって都道府県等に申込書の提出を行うことができる。
- ただし、満 20 歳に達する日の前日において、児童自立生活援助が行われていた者であって、引き続き入居を希望する者については、申込書の提出を省略することができる。
- (3) 都道府県等は、(1) の申込みにより援助を実施する場合や、変更又は解除する場合は、事業者の意見を聞かなければならない。
- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県等以外の都道府県等が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県等に協議するものとする。
- (5) 都道府県等は、児童福祉法施行規則第 36 条の 27 に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、自立援助ホームの位置に関する情報にあっては、当該自立援助ホームに係る入所者の安全の確保のため必要があるときは、自立援助ホームへの入居を希望する対象者又は依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。
- (6) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県等に報告するものとする。

7 実施にあたっての事業者の留意事項

事業者は次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施するよう努めなければならない。

- (1) 対象者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、対象者との信頼関係の上になんて援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関、対象者の家庭と密接に連携をとり、対象者に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、対象者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に虐待など受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な対象者に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。
- (5) 事業者は、対象者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。
 - ① 職員に対し、入居者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
 - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - ③ 援助に関する対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
 - ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (6) 都道府県等からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6か月に1回以上）に調査を受けること。
- (7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月1回以上入居者に知らせること。

なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。
- (8) その他、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。
- (9) 援助の実施に要する費用
 - ① 特別育成費について
 - (ア) 基本分
 - 4に定める対象者のうち高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同

じ。)に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者であって、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給することができる。

(イ) 資格取得等特別加算

4に定める対象者のうち高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給することができる。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。

なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。

② 就職支度費について

(ア) 一般分

4に定める対象者のうち就職するため援助の実施が解除された者及び既に就職している状態で援助の実施を解除された者について、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費に充て現物給付又は口座振込の方法で支給することができることとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。

なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。また、過去に就職支度費を支給された者は対象外である。

(イ) 特別基準分

(ア)の支給対象者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者について、援助の実施が解除された時に(ア)の外に支給できるものとする。

ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付という。)の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

i 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)者

ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者

③ 大学進学等自立生活支度費について

(ア) 一般分

4に定める対象者のうち大学等へ進学した者について、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書等の購入費に充て、現物給付又は口座振込の方法で支給することができることとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

(イ) 特別基準分

(ア)の支給対象者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者につ

いて、援助の実施が解除された時に（ア）の外に支給できるものとする。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者

（ウ）なお、日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者で、援助の実施を解除された対象者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

8 入居者の費用負担及び適切な経理処理

（1）事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので、入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。

（2）入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

（3）入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

9 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。